事務所移転時の特定原産地証明書発給手数料の 事前振込に係る留意事項

2018年10月19日日本商工会議所国際部

既にご案内のとおり、事務所移転のため、<u>日本商工会議所・国際部および東京事務所の特定原産地証明書発給事務</u>につきましては、<u>2018年11月22日(木)の正午をもって終了</u>させていただきます。このため、<u>発給手数料の納付方法で『事前振込』を選択された場合</u>には、下記事項にご留意願います。

記

【東京事務所】

2018年11月21日(水) 16:00までに、当所にて発給手数料の着金確認が完了し、かつ、事前振込連絡票のFAXが当所国際部へ到着済みの案件につきましては、11月22日(木)までの交付対象とさせていただきます。

上記以外の案件につきましては、11月26日(月)以降の交付対応となりますので、ご了承いただけますようお願いいたします。

【その他事務所(東京事務所以外)】

2018年11月22日(木)正午までに、当所にて発給手数料の着金確認が完了し、かつ、 事前振込連絡票のFAXが当所国際部へ到着済みの案件につきましては、11月22日(木)午 後に当該各事務所へ入金確認済みの連絡をさせていただきます。

上記以外の案件につきましては、11月26日(月)以降の対応となりますので、ご了承いただけますようお願いいたします。

なお、事務所移転のため、2018年11月22日(木)の12:00から11月26日(月) 9:00までFAXの受信をすることが出来ませんので、あらかじめご了承ください。

その他、ご不明点などございましたら、日本商工会議所・国際部(03-3283-7850)までお問い合わせください。

以上